

別記第12号様式（第18条、第20条関係）

個人情報訂正請求書

年 月 日

北海道警察本部長 様

住 所

氏 名

連絡先

電話番号

北海道個人情報保護条例第28条第1項又は同条第2項において準用する同条例第14条第2項の規定により、次のとおり個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日	年 月 日
2 訂正を求める箇所	
3 訂正を求める内容	

代理人による訂正請求の場合には、次の4及び5の欄にも記入してください。

4 本人の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	電話番号
5 代理人の区分（該当する番号を印で囲んでください。（3）は、特定個人情報の請求の場合に限ります。）	(1) 未成年者の法定代理人 (2) 成年被後見人の法定代理人 (3) 本人の委任による代理人	

次の6から10までの欄は、記入する必要がありません。

6 請求者の本人確認	(1) 運転免許証 (2) 健康保険の被保険者証 (3) 旅券 (4) その他 ()
7 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) 本人の委任による代理人 (委任状・印鑑証明書) (3) その他 ()
8 受付年月日	年 月 日
9 担当部課等	部 (内線) 課 電話
10 備考	

注1 請求の際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等及び請求者であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提出し、又は提示してください。

2 法定代理人による請求又は死者の個人情報に係る請求の場合には、注1の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。

3 本人の委任による代理人による請求の場合には、注1の書類のほか、委任状及び印鑑証明書を提出し、又は提示してください。

4 開示を受けたことの確認に必要な場合には、個人情報開示決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

5 規格は、A列4番縦長とする。

個人情報訂正請求書の記載要領

- 1 「年月日」の箇所
個人情報訂正請求書を受付窓口に提出する年月日を記載してください。
- 2 「住所」の箇所
訂正請求をする方の現住所を正確に記載してください。訂正等の決定に係る通知書の送付先になります。
- 3 「氏名」の箇所
訂正請求をする方の氏名を正確に記載してください。訂正請求をする方と個人情報の本人の氏名が婚姻等により異なっている場合には、旧姓などを確認できる書類が必要です。
- 4 「連絡先」の箇所
訂正請求をする方に確実に連絡のできる場所(自宅、勤務先などの別)を記載してください。携帯電話を連絡先とする場合は、「携帯」と記載してください。
- 5 「電話番号」の箇所
「連絡先」の箇所で指定した連絡先の電話番号を記載してください。直通電話でない場合は、内線番号も記載してください。
- 6 「1 訂正請求に係る個人情報の内容」欄
訂正請求をしようとする個人情報の開示を受けた日を記載してください。開示を受けた日は、次のいずれかの日のことです。
警察情報センター又は情報コーナーで公文書に記載された個人情報の閲覧・視聴又は写しの交付を受けた日
郵送により写しの交付を受けた場合は、当該郵便物の配達年月日
不明な場合は、警察本部の警察情報センターへお問い合わせください。
【平日 8:45～17:30 ☎(011)251-0110 内線2145～2147】
- 7 「2 訂正を求める箇所」欄
開示を受けた個人情報のうち、事実に誤りのある部分を具体的に記載してください。
- 8 「3 訂正を求める内容」欄
「2 訂正を求める箇所」欄に記載した個人情報をどのように訂正すべきかを具体的に記載してください。
- 9 本人に代わって代理人が訂正請求する場合
(1) 「4 本人の氏名及び住所(電話番号)」欄
個人情報の本人の氏名及び住所(電話番号)を正確に記載してください。
(2) 「5 代理人の区分」の欄
「(1) 未成年者の法定代理人」「(2) 成年被後見人の法定代理人」又は「(3) 本人の委任による代理人」のうち、該当する番号を で囲んでください。
なお、「(3) 本人の委任による代理人」は、特定個人情報の請求の場合に限ります。
- 10 その他
6から10までの欄は記載しないでください。
- 11 訂正請求書の提出先
次のいずれかの方法により提出してください。
(1) 警察本部の警察情報センター、各方面本部(函館・旭川・釧路・北見)の情報コーナー又は全道各警察署の情報コーナーへ直接持参する。
(2) 警察本部の警察情報センター宛てに郵送する。
郵送先：〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部警察情報センター
訂正請求ができる期間は、個人情報の開示を受けた日から90日以内です。
ファクシミリによる個人情報の訂正請求は、受付できませんので御注意ください。

訂正請求の対象となる個人情報は、北海道個人情報保護条例第25条第1公の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に限られます。
また訂正請求の際には、次の書類等を提出又は提示する必要があります。

訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等
本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等)
本人に代わって法定代理人が請求する場合は、その資格を証明する書類(戸籍謄本等)
特定個人情報を本人の委任による代理人が請求する場合は、委任状及び本人に係る印鑑証明書
開示を受けたことの確認に必要な場合は、個人情報開示決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書
郵送により請求する場合は、 から のコピーを(については、本人であることを証明する書類のうち複数のもののコピーが必要。 及び については、該当する場合に限る。) 訂正請求書と共に必ず同封してください。